

# 教職課程科目一覧表／中学校教諭一種免許状（保健体育）

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
第66条の6に定める科目	日本国憲法		2	* 日本国憲法	2	●				
	体育		2	* スポーツ実技	2	●				
	外国語コミュニケーション		2	* フレッシュマンイングリッシュⅠ-1	1	●				
				* フレッシュマンイングリッシュⅡ-1	1	●				
	情報機器の操作		2	* 情報処理演習Ⅰ	2	●				
最低修得単位数の合計			8	合計8単位以上を修得すること						

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理（中高）	2		●			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門（中高）	2	●				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論（中高）	2		●			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育と発達心理学（中高）	2		●			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論（中高）	2	●				
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中高）	2		●			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法（中）	2		●			
		総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法（中高）	2			●		
		特別活動の指導法		特別活動方法論（中高）	2			●		
		教育の方法及び技術		教育方法論（情報通信技術の活用含む）（中高）	2		●			
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ（中高・事前事後）	1			●	●		
	教職実践演習		2				●			
	教育実践演習Ⅱ		4					●		
	教職実践演習Ⅲ		2					●		
教科及び教科の指導法に関する科目（中学校保健体育）	教科に関する専門的事項	体育実技	* 専門実技（器械運動）	1		●				
			* 専門実技（陸上）	1	●					
			* 専門実技（水泳）	1		●				
			* 専門実技（バスケットボール）	1	◎				いずれか1科目選択必修	
			* 専門実技（サッカー）	1		◎			いずれか1科目選択必修	
			* 専門実技（バレーボール）	1		◎				
			* 専門実技（バドミントン）	1		◎				
			* 専門実技（ソフトボール）	1			●			
			* 専門実技（柔道）	1		◎			いずれか1科目選択必修	
			* 専門実技（剣道）	1			◎			
			* 専門実技（ダンス）	1		●				
			* 専門実技（アダプテッド・スポーツ）	1	○					
			* 専門実技（野外運動A）	1	○					
			* 専門実技（野外運動B）	1	○					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法を含む。）	* スポーツ哲学	2	●					
			* スポーツ心理学	2	○					
			* スポーツマネジメント	2	○					
			* スポーツ社会学	2	●					
			* スポーツ史	2	○					
			* スポーツバイオメカニクス	2		●				
			* 生理学（運動生理学を含む。）	2	●					
			* スポーツ生理学	2	●					
			* 衛生・公衆衛生学	2			●			
			* 学校保健A（小児・精神）	2	●					
			* 学校保健B（学校・救急処置）	2			●			
			* 保健体育科教育法Ⅰ（授業づくりの基礎理論）	2		●				
			* 保健体育科教育法Ⅱ-A（陸上・器械運動）	2		◎				
			* 保健体育科教育法Ⅱ-B（球技・水泳）	2			◎		いずれか2科目選択必修	
* 保健体育科教育法Ⅱ-C（武道）	2			◎						
* 保健体育科教育法Ⅱ-D（ダンス・体育理論）	2			◎						
* 保健体育科教育法Ⅲ（授業づくり）	2			●						
大学が独自に設定する科目		4 (注3)	開講なし							
最低修得単位数の合計			59	「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」から計59単位以上を修得すること						

●：必修科目、◎：選択必修科目、○：選択科目

- 注1) 「教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目」から合計8単位以上を修得すること。
- 注2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」から合計59単位以上を修得すること。
- 注3) 「大学が独自に設定する科目」について「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。
- 注4) 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校免許取得者は4単位以上を修得することが定められている。
- 注5) \*印を付した科目は、卒業単位に算入する。
- 注6) 教育実習要件を満たしていない場合、教育実習Ⅱは履修できない。
- 注7) 履修カルテの課題を所定の時期までに達成すること。
- 注8) 中1種免許を取得する場合は、表記されている科目の他に、介護等体験特例法に規定された7日間以上の介護等体験証明を必要とする。